

ドラッグインフォメーション

平成 30 年 4 月改訂

販売名	希ヨードチンキ「東豊」	発売元	吉田製薬株式会社					
局方名	日本薬局方 希ヨードチンキ	製造販売元	東豊薬品株式会社					
洋名	Dilute Iodine Tincture	発売年月	1955 年 9 月					
一般名	希ヨードチンキ	薬価収載年月	2008 年 7 月					
剤形	液 剤	薬 価	10mL 11.60 健保適用					
規制区分	普通薬	日本標準商品分類番号	872612					
厚生労働省薬価基準収載医薬品コード	2612700X1013	YJコード	2612700X1382					
性状	本剤は暗赤褐色の液で、特異なおいがある。							
組成	本剤 1000mL 中にヨウ素 30g 含む。 添加物としてエタノール、ヨウ化カリウムを含有。							
効能効果	1. 皮膚表面の一般消毒 2. 創傷・潰瘍の殺菌・消毒 3. 歯肉及び口腔粘膜の消毒、根管の消毒							
用法用量	本剤をそのまま又は 2～5 倍に希釈し、1 日 2～3 回患部及び皮膚に適量塗布する。							
薬理作用	ヨウ素及びエタノールの揮発性、殺菌作用、局所刺激作用により、主として外用殺菌、刺激剤としての薬効を有する。作用はすみやかに発揮され持続性を有する。							
毒性	ヒト経口推定致死量 30～250mL〔ヨードチンキとして〕							
使用上の注意	禁忌(次の患者には使用しないこと) ヨード過敏症の患者							
	1. 重要な基本的注意 (1) 眼に入らないよう注意すること。入った場合には水でよく洗い流すこと。 (2) 粘膜、創傷面又は炎症部位に長時間又は広範囲に使用しないこと。 2. 副作用 本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>種類\頻度</td> <td>頻度不明</td> </tr> <tr> <td>過敏症^{注)}</td> <td>ヨード疹等</td> </tr> <tr> <td>皮膚^{注)}</td> <td>刺激症状</td> </tr> </table> 注このような症状があらわれた場合には、使用を中止すること。 3. 臨床検査結果に及ぼす影響 血漿蛋白結合ヨード(PBI)及び甲状腺放射性ヨード摂取率の検査値に影響を及ぼすことがある。 4. 適用上の注意 (1)人体 1)使用部位 外用にのみ使用し、内服しないこと。 2)使用時 ア. 深い創傷に使用する場合は希釈液としては注射用水か滅菌精製水を用い、水道水や精製水を用いないこと。 イ. 同一部位に反復使用した場合には、表皮の剥離を伴う急性の皮膚炎をおこすことがあるので注意すること。 ウ. 口腔内に使用するときは、患部を乾燥させて塗布すること。 (2)その他 使用時:エタノールを含有するので、火気には注意すること。			種類\頻度	頻度不明	過敏症 ^{注)}	ヨード疹等	皮膚 ^{注)}
種類\頻度	頻度不明							
過敏症 ^{注)}	ヨード疹等							
皮膚 ^{注)}	刺激症状							
取扱上の注意	貯 法:気密容器 配合変化:マーキュロクロム液とは沈殿を生じる。							
備考	包装単位:500mL	文 献 請求先	吉田製薬株式会社 学術部 東京都中野区中央 5-1-10 TEL 03-3381-2004					